

## ご寄附に感謝

(順不同・敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

### ★社会福祉事業費の一部として

- ・余市合同青果「青友会」 一金14,906円  
(ダンスパーティー益金として)

### ★社会福祉事業費(老人福祉)の一部として

- ・加藤 泰明(札幌市西区)  
(故 加藤 正明 殿追善供養として)  
一金200,000円
- ・佐々木 八重子(大川町18丁目)  
(故 佐々木 正光 殿追善供養として)  
一金100,000円

### ★図書館図書購入費の一部として

- ・余市町五番街商店会  
(三吉神社例大祭出店チャリティー益金として)  
一金10,000円

### ★余市町の未来を担う人づくり寄付金として

- ・星野 伸雄 一金30,000円

### ★公共施設清掃用具として

- ・余市町いきいきふれあい教室 雑 巾

## 4月は滞納整理強化月間です

町では、町税未納の方へ2月末に催告書を送付しましたが、納付指定期日を過ぎましても未納になっている方が見受けられます。

納税催告に応じない滞納者には、納税者との税負担の公平を期するために法律(地方税法等)に基づき、給与、預金、債権、不動産、動産等の差押を行います。

※税金滞納の有無に関わりません。下記の事項でお悩みの方はひとりで悩まずに、ご連絡・ご相談ください。

消費者金融会社・信販会社等から借金の借入・返済を繰り返し、毎月の返済により日常生活が苦しく、税金を滞納している方や既に借金を完済している方でも、過去に利息制限法で定められた利息を超えて借金の返済をしている場合があります。「過払い金請求」(不当利息返還請求)により経済的な負担や精神的な不安を軽減することができます。  
「税金の滞納解消」と「生活再建」のお手伝いができればと考えています。

納税でお困りの方は、税務課へご相談ください

◆問合せ 税務課 納税グループ ☎21-2116



日本経済の未来は、あなたの調査票から。  
**経済センサス 活動調査**  
平成28年4月1日  
全国すべての事業所・企業のみならず、みなさまが対象です。  
全国すべての事業所・企業が対象です。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです。

## よいちの人口

〈平成28年2月29日現在〉※( )内の数字は前月比

人口 19,804人 (-27)  
男性 9,166人 (-18)  
女性 10,638人 (-9)  
世帯数 10,079世帯 (-7)

平成22年国勢調査人口・世帯数(確定値)  
人口 21,258人 世帯数 9,051世帯

■広報よいち4月号(No.780)

平成28年4月1日発行

■発行 余市町

〒046-8546 余市郡余市町朝日町26番地

☎(0135)21-2111(代) FAX(0135)21-2144

Eメール kouhou@town.yoichi.hokkaido.jp

ホームページアドレス http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/

■編集 総務部 地域協働推進課 広報広聴グループ

～税務署からのお知らせ～

### 確定申告書が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど、申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

税額を多く申告していたとき ⇒ 「更正の請求」

更正の請求書は、次の期間内に提出してください。

平成23年分～平成27年分

…法定申告期限から5年以内

税額を少なく申告していたとき ⇒ 「修正申告」

修正申告によって納める税額には延滞税がかかりますので、出来るだけ早く申告・納付するようにしてください。また、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていたとき

提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税がかかる場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならない場合がありますので、ご注意ください。

### 平成27年分の確定申告の振替納付日

所得税および復興特別所得税	平成28年4月20日(水)
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成28年4月25日(月)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

◆問合せ 余市税務署 ☎22-2093